

証券コード 1447
(発送日) 2026年8月10日
(電子提供措置の開始日) 2026年8月4日

株 主 各 位

東京都江東区豊洲三丁目2番24号
SAAFホールディングス株式会社
代表取締役 左奈田 直 幸
社長執行役員

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたします。

本臨時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.saaf-hd.co.jp/>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRライブラリー」「株主総会関連資料」を順に選択いただき、ご確認ください。）



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/1447/26402129/>



なお、当日ご出席されない場合は、委任状、インターネットまたは議決権行使書によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2026年8月24日（月曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年8月25日（火曜日）11時
2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号 鉄鋼会館
900号室(9階)

3. 目的事項

決議事項

〈会社提案（第1号議案のみ）〉

第1号議案 新株予約権の無償割当ての件

〈株主提案（第2号議案のみ）〉

第2号議案 定款一部変更の件

各議案の内容は、株主総会参考書類に記載のとおりであります、

当社取締役会は、株主提案（第2号議案）には反対しております。

4. 議決権行使についてのご案内

- (1) 本臨時株主総会における議案の詳細と取締役会の考え方につきまして
は、後記の「株主総会参考書類」（8頁から20頁）をご参照いただきます
よう、お願い申し上げます。

なお、本臨時株主総会においては、株主様1名より、当社の定款一部
変更に係る株主提案が行われており（第2号議案）、**当社取締役会
は、これに反対しております**。詳細は、12頁以下の【第2号議案に対
する取締役会の意見】をご参照ください。当社の定款一部変更に係る
当社取締役会の考えにご賛同いただける株主様におかれましては、**株
主提案（第2号議案）には「反対」**の議決権行使をいただきますよ
う、お願い申し上げます。

- (2) 委任状または書面（郵送）により議決権を行使いただいた議決権行使
書において、各議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案につ
いては賛、株主提案については否の意思表示があったものとして取り
扱わせていただきます。
- (3) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行
われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

- (4) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (5) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面（委任状）および代理権を証明する方法として株主様ご本人の議決権行使書面等のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (6) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。

以 上

-
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.saaf-hd.co.jp/>）および株主総会資料 掲載ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

【委任状による議決権行使のご案内】

委任状による議決権行使とは、代理人に対して議決権の行使を委任いただく方法です。

当社としましては、株主の皆様による議決権の行使をお願いするものですが、
委任状により議決権行使をする場合には、

- ① 下記「委任状のご記入方法」をご確認の上、委任状に必要事項をご記入いただき、
 - ② 議決権行使書用紙と共に、
 - ③ 返信用封筒にて、
- 2026年8月24日（月曜日）午後6時までに到着するようご返信ください。

※各議案につき賛否の表示がない場合には、会社提案議案に「賛」、株主提案議案に「否」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

※委任状による議決権行使と議決権行使書またはインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合は、委任状による議決権行使の内容を有効なものとして取り扱わせていただきます。

委任状のご記入方法

（当社取締役会の考えにご賛同いただける場合）

下記のとおり、記入漏れの無いように①～⑥までご確認・ご記入ください。

委 任 状	
SAAFホールディングス株式会社 御中	
① 主 総 会 日 2026年8月25日	
私は、 <u>株主様</u> を代理人と定め下記の権限を委任いたします（代理人は貴社においてご指定ください）。 1. 上記期間の貴株主総会およびその継続会または延会に出席して下の議案につき私の指示（○印で表示）にしたがって、議決権を行使すること。ただし、各議案に対して賛否の表示のない場合、各議案の原案に対して修正案または動議が提出された場合、および議事進行その他株主総会の手続等に関連する動議が提出された場合は、いずれも白紙委任いたします。	
② 代理人を委任すること 2026年8月 日	
<ご注意> 署名または押印のある委任状と議決権行使書の双方を返送された場合には、議決権行使書における賛否の表示にかかわらず、委任状（白紙委任状を含む）を有効なものとして取り扱います。	
会社提案	株主提案
第1号議案 ③ 賛 否	第2号議案 ④ 賛 否
① 委任先の記入は不要です。空欄のままでご返送ください。	
③ 第1号議案の賛否欄に「賛」に○印をご記入ください。	
④ 第2号議案の賛否欄には「否」に○印をご記入ください。	
② 委任状に記載された日付をご記入ください。	
⑤ 株主様ご自身のお名前をご記入ください 法人名義の場合には、会社名と代表者名の双方をご記入ください。	
⑥ ご捺印（認印可）をお願いいたします。	
※ 議決権行使書用紙とは切り離さずにご返送ください。	

当社取締役会の考えに、ご賛同いただける株主様におかれましては、上記のとおり、

第1号議案には「賛成」、第2号議案には「反対」

の委任状による議決権行使をしていただきますよう、お願い申し上げます。

本臨時株主総会における 議決権行使の公正性を害する行為への対応について

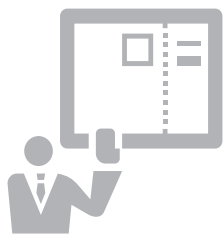
QUOカードその他の金品等を配布する等の経済的利益の提供を誘引として、委任状を取得もしくは議決権行使に事実上の影響を及ぼす方法、委任状勧誘の際に当社のロゴを利用する等して株主に当社からの勧誘であると誤解を生じさせるおそれのある表現を用いて委任状を取得する方法等、株主様の議決権行使に不当な影響を及ぼした事実（以下「本不正行為」といいます。）が客観的に確認された場合には、本不正行為により取得された委任状に基づく議決権行使、本不正行為を受けてなされた議決権行使書等による議決権行使は、いずれも無効として取り扱う場合がございます。

株主の皆様において、本不正行為が行われていると認識した場合には、当社までご連絡ください。

<連絡先> 03-6770-9970

本不正行為が行われた場合等には、下記ウェブサイトでお知らせいたします。

【当社ウェブサイト】 <https://www.saaf-hd.co.jp/>



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2026年8月25日(火曜日)
午前11時



書面（郵送）により議決権を行使する方法

議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年8月24日(月曜日)
午後6時到着分まで



インターネットにより議決権を行使する方法

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年8月24日(月曜日)
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 股

XXXXXXXXXX月XX日

1. _____
2. _____
3. _____
4. _____
5. _____

ログイン用QRコード
デザインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX
パスワード XXXXX

〇〇〇〇〇〇

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案（会社提案）

- ・賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- ・反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案（株主提案）

- ・賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- ・反対する場合 >> 「否」の欄に○印

「議決権行使書はイメージです」

※各議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

※当社取締役会は株主提案（第2号議案）に反対しております。

※当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書用紙）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

(会社提案(第1号議案のみ))

第1号議案 新株予約権の無償割当ての件

1 提案の理由

2026年2月25日付「当社株式等の大規模買付等に関する対応策（買収への対応方針）の導入について」および2026年7月23日付「当社株式等の大規模買付等に関する対応策（買収への対応方針）の継続・更新について」（2026年7月24日付「（訂正）「当社株式等の大規模買付等に関する対応策（買収への対応方針）の継続・更新について」の一部訂正について」における訂正内容を含みます。）にてお知らせいたしましたとおり、当社は、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）（以下「本対応方針」といいます。）を2026年2月25日付け取締役会決議により導入し、2026年7月23日付け取締役会において継続・更新することを決定しております。

その後、2026年8月3日付「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）に基づく共同協調行為の追加認定、並びに新株予約権の無償割当て、新株予約権の無償割当てに係る基準日設定及び臨時株主総会において株主意思確認を行うことに関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、本特定株主グループ（注1）が、本対応方針を導入した後も、本対応方針に定める手続を遵守せず、本対応方針に定める買付等を実行したと認められることから、当社取締役会は、当社独立委員会（注2）の勧告を踏まえて、取締役全員の一致により、株主の皆様は無償で新株予約権を割り当てること（以下、新株予約権の無償割当てに関して、2026年8月3日付で当社取締役会において決定された事項も含め、「本対抗措置」といい、本対抗措置によって無償で割り当てられる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）を決定いたしました。

（注1）本特定株主グループとは、2026年3月16日付「大規模買付等に関する対応策（買収への対応方針）に関する共同強調行為の認定について」、2026年3月23日付「大規模買付等に関する対応策（買収への対応方針）に関する共同強調行為の追加認定について」および2026年8月3日付「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）に基づく共同協調行為の追加認定、並びに新株予約権の無償割当て、新株予約権の無償割当てに係る基準日設定及び臨時株主総会において株主意思確認を行うことに関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社株式に関して共同協調行為を行っていることと認定いたしました、前俊守氏、浅賀裕美子氏、小白川貢氏、合同会社YN企画、情報システム販売株式会社、合同会社Happy horse、鈴木祥元氏、野本豊氏、アジア開発キャピタル株式会社、株式会社セラ・インターナショナル、日壁恵美子氏、株式会社アセットプロデュース、株式会社TMフィナンシャルストラテジー、本多敏行氏、ミツワ樹脂工業株式会社、イーグルファンドSP4号有限責任事業組合、合同会社トイテラス、羽生忍氏および成田帝氏を意味します。

(注2) 当社独立委員会とは、当社取締役会決議に基づき、当社取締役会による恣意的な判断を防止し、本対応方針の運用の公正性および客観性を一層高めることを目的として設置した、当社の業務執行を行う経営陣から独立性を有する当社の社外取締役2名、社外監査役1名および社外有識者1名によって構成される独立委員会を意味します。

なお、本特定株主グループによる本対応方針に定める買付等は、本対応方針に定めた手続を重要な点において遵守せずに行われていることから、本対応方針を遵守すれば、当社は、本対抗措置の発動について、株主総会の決議を得ることなく、取締役会で決議することが可能です。もっとも、当社は、本対抗措置を取締役会決議で発動する場合であっても、当社株式の大量取得行為に応じるか否かについて、株主の総体的意思を確認することが望ましい場合もあり得ると考え、本対抗措置の発動についても、本特定株主グループによる本対応方針に定める手続への違反は、本特定株主グループの共同協調行為の認定を前提とするものであること等から、より慎重な手続として、株主の皆様のご意思を可能な限り尊重すべく、本臨時株主総会において、株主の皆様の承認を得ることといたしました。そして、当社取締役会は、当社独立委員会の勧告を踏まえて、本臨時株主総会において、本議案を付議することを決定いたしました。

本議案は、本対抗措置の発動に関する承認議案であり、後記「2 提案の内容」に記載された内容による本対抗措置の発動について、株主の皆様によるご承認をお願いするものです。

2 提案の内容

本新株予約権の無償割当ての具体的な内容については、別紙1（SAAFホールディングス株式会社第1回A新株予約権発行要項）および別紙2（SAAFホールディングス株式会社第1回B新株予約権発行要項）に記載のとおりです。

なお、本新株予約権の無償割当ておよびその行使期間等に係る主要なスケジュールは、以下のとおりです。但し、本新株予約権については、行使期間開始前に、別紙1（SAAFホールディングス株式会社第1回A新株予約権発行要項）第12項に基づき取得すること（2026年10月頃を予定しております。）を想定しております。

2026年8月25日	本臨時株主総会
2026年9月14日	本新株予約権の無償割当ての基準日
2026年9月15日	本新株予約権の無償割当ての効力発生日
2026年10月頃	本新株予約権取得の効力発生日
2026年11月頃	第1回B新株予約権の行使期間の初日
2041年10月頃	第1回B新株予約権の行使期間の末日

上記予定に関して、実施時期については、関係機関等との事務手続上の協議・調整の結果、変更が生じる可能性があります。今後、詳細について協議・調整が完了次第、具体的な日程を公表する予定です。

また、本対応方針において、株主意思確認総会に出席された議決権を行使できる株主の皆様の議決権の過半数の賛成が得られた場合には、新株予約権の無償割

当ての実施に関する議案が承認されたものとすることを定めております。当社取締役会としては、当社独立委員会の2026年8月3日付第4勧告書（以下「第4勧告書」といいます。）による勧告を踏まえて、本議案については、本特定株主グループと一般株主の皆様との重大かつ構造的な利益相反の状況および会社法第831条第1項第3号の趣旨を勘案して、本議案との関係で特別の利害関係を有する本特定株主グループおよびそれに関係する者として当社独立委員会が認める者を、その承認可決要件の計算から除外して取り扱うことが合理的であると判断しております。また、当社取締役会は、本対応方針を導入することを決定した上で、第4勧告書による勧告を踏まえて、本対抗措置を発動することを決定した主体であって、これらを承認すべきか否かの判断に関しては利害関係を有すること、ならびに、本特定株主グループおよびそれに関係する者として当社独立委員会が認める者を承認可決要件の計算から除外することとの衡平性を確保すべきことに鑑みて、当社取締役およびそれに関係する者として当社独立委員会が認める者についても、承認可決要件の計算から除外して取り扱うことといたします。以上のとおり、本特定株主グループおよび当社の取締役ならびにそれぞれに関係する者として当社独立委員会が認める者を除く出席株主の議決権の過半数の賛同によりご承認をいただきます。

(株主提案(第2号議案のみ))

第2号議案 定款一部変更の件

- ・本株主提案は、株主である前俊守氏（以下「前氏」といいます。）からのご提案によるものです。
- ・通知された議案内容および提案の理由は会社注を除き原文のまま記載しております。

【議案の要領】

貴社（会社注：当社を意味します。）の現行定款第21条（取締役の選任方法）について、その見出し及び第2項を、以下のとおり変更するものであります（変更部分に下線を付しております。）（会社注：当社が前氏より受領した2026年6月30日付「臨時株主総会招集請求書①」には下線が付されていませんでした。）。なお、定款変更の効力は本議題が可決されたと同時に効力が発生するものといたします。

（現行定款）

第21条（取締役の選任方法）

取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（変更案）

第21条（取締役の選任及び解任方法）

取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任及び解任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

【提案の理由】

会社法341条は、取締役の選任及び解任の決議の定足数について、定款で3分の1以上の割合を定めることを認めています。しかるに、貴社（会社注：当社を意味します。）の現行定款は、取締役の選任決議の定足数を3分の1に軽減する一方（第21条第2項）、解任決議についてはこれを軽減する規定を置いておらず、解任決議の定足数は総株主の議決権の過半数とされています。しかし、取締役の選任と解任とで定足数に差異を設けるべき合理的な理由はなく、かえって、株主による経営陣の監督・是正の手段である解任権の行使を著しく困難にするものです。現に、前記第2の1（会社注：2026年7月1日付「株主による臨時株主総会招集請求に関するお知らせ」の別紙「臨時株主総会招集請求書①」の第2の1をご参照ください。）で述べたとおり、貴社（会社注：当社を意味します。）経営陣は、取得した委任状をあえて提出しないことにより出席議決権数を解任決議の定足数（過半数）未満にとどめ、株主による正当な解任を妨げるという保身的行為に及んでおります。株主による経営監督機能の実効性を確保し、選任と解任の要件の均衡を図るため、取締役の解任決議の定足数についても、選任決議と同様に3分の1とする定款変更を提案するものであります。

【第2号議案に対する取締役会の意見】

当社取締役会としては、本株主提案に、以下の理由で「**反対**」いたします。

本株主提案については、取締役の解任決議の定足数を3分の1に軽減することを付議議案とすることを請求するものです。

まず、取締役の解任決議の定足数に関する当社定款第21条第2項の現行の内容は、全国株懇連合会が作成している定款モデルと同じ内容であり、取締役の解任決議の定足数を会社法の規定のまま過半数とすることは上場会社でもよく見受けられるものと考えております。

また、前氏は、株主による経営監督機能の実効性を確保し、選任と解任の要件の均衡を図るため、取締役の解任決議の定足数についても、選任決議と同様に3分の1とすることを理由として説明していますが、取締役の解任決議の要件を軽減することによって、取締役の解任が行われやすくなった場合には、経営の安定性を害する可能性があると考えております。

そして、前氏は、前氏が招集した2026年5月12日開催の臨時株主総会において、当社の取締役全員の解任議案および前氏が提案する取締役候補者（以下「前氏提案取締役候補者」といいます。）の選任議案を提案しましたが、2026年6月12日付「（開示事項の経過）当社取締役による地位確認仮処分命令決定に対する保全異議の申立ての結果に関するお知らせ」等で公表いたしましたとおり、仮処分という暫定的なものではあるものの、裁判所は、当該各議案の決議に関して、以下の説示をしております。

- ア 2026年5月12日開催の臨時株主総会における当社取締役の解任決議について、決議に出席した株主の議決権数の割合は、定足数である過半数に満たないから、2026年5月12日開催の臨時株主総会時の取締役7名の解任決議には、決議の方法の法令違反という取消事由（会社法第831条1項1号）があり、同違反は、定足数という決議を行うための前提を欠くという重大な違反であること
- イ 上記アのとおり、2026年5月12日開催の臨時株主総会時の取締役7名の解任決議は取り消されるべきであり、当該取締役7名は、なお当社の取締役としての地位を有するものというべきであること
- ウ 当社の取締役の定員は7名であるから、これを超えて当社の取締役を選任する2026年5月12日開催の臨時株主総会における前氏提案取締役候補者の選任決議には、決議の内容の定款違反という取消事由（会社法第831条1項2号）があると認められること

このような状況で、前氏は、当社の取締役を解任したうえで前氏提案取締役候補者の選任を行うことを企図しているところ、当社の取締役を解任するためには取締役の解任決議の要件を軽減することが必要であると考えていると認識しております。そのため、前氏が取締役の解任決議の要件を軽減することを求める主な目的は、株主による経営監督機能の実効性を確保し、選任と解任の要件の均衡を図ることではなく、当社の取締役の解任および前氏提案取締役候補者の選任を行いやすくするという理由に基づくものであると認識しております。

以上のとおり、前氏が当社の取締役の解任および前氏提案取締役候補者の選任を企図している現段階において当該要件を軽減することは経営の安定を害する可能性があるものと考えておりますので、当社取締役会は本株主提案に「反対」いたします。

以上

(別紙1)

SAAFホールディングス株式会社
第1回A新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称
SAAFホールディングス株式会社第1回A新株予約権（以下「本A新株予約権」という。）
2. 新株予約権の数
基準日（第5項で定義する。以下同じ。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する。）と同数とする。
3. 割当方法
株主割当の方法による。基準日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その有する当社株式1株につき、1個の割合をもって、本A新株予約権を割り当てる。但し、当社の有する当社株式については、本A新株予約権を割り当てない。
4. 本A新株予約権の払込金額
無償
5. 基準日
2026年9月14日（以下「基準日」という。）
6. 本A新株予約権の割当てが効力を発生する日
2026年9月15日
7. 本A新株予約権の目的である株式の種類及び数
本A新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は、当社普通株式0.5株とする。
8. 本A新株予約権の行使期間
2026年11月1日から2027年1月31日までとする。
9. 本A新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 本A新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（後記（2）で定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本A新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、1円とする。
10. 本A新株予約権の行使条件
 - (1) 以下のいずれかに該当する「非適格者」が保有する本A新株予約権（実質的に保有するものを含む。）は行使することができない。
 - (a) 前俊守氏、浅賀裕美子氏、小白川貢氏、合同会社YN企画、情報システム販売株式会社、合同会社Happy horse、鈴木祥元氏、野本豊氏、アジア開発キャピタル株式会社、株式会社セラ・インターナショナル、日壁恵美子氏、株式会社アセットプロデュース、株式会社TMフィナンシャルストラテジー、本多敏行氏、ミツワ樹脂工業株式会社、イーグルファンドSP4号有限責任事業組合、合同会社トイテラス、羽生忍氏及び成田帝氏（以下、総称して「買付者等」という。）
 - (b) 買付者等の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含

む。)

(c) 買付者等の特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。）

(d) 当社取締役会が独立委員会による勧告を踏まえて以下のいずれかに該当すると合理的に認定した者

(i) 前記（a）から本（d）までに該当する者から当社の承認なく本A新株予約権を譲り受け又は承継した者

(ii) 前記（a）から本（d）まで該当する者の「関係者」。なお、「関係者」とは、これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー及びこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者をいう。組合その他のファンドに係る「関係者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情を勘案するものとする。

(2) 本A新株予約権者は、当社に対し、行使に係る本A新株予約権の内容及び数、本A新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに自身が本A新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証事項、補償条項その他の誓約文言、並びに当社株式の割当対象株主の口座への振替に必要な情報を含む当社所定の書式による書面その他の必要書類を提出した場合に限り、本A新株予約権を行使することができるものとする。

(3) 適用ある外国の証券法その他の法令等上、当該法令等の管轄地域に所在する者による本A新株予約権の行使に関し、所定の手続の履行又は所定の条件の充足が必要とされる場合、当該管轄地域に所在する者は、当該手続及び条件が全て履行又は充足されていると当社が認めた場合に限り、本A新株予約権を行使することができる。なお、当社が上記手続及び条件を履行又は充足することで当該管轄地域に所在する者が本A新株予約権を行使することができる場合であっても、当社としてこれを履行又は充足する義務を負うものではない。

(4) 前記（3）の条件の充足の確認は、上記（2）に定める手続に準じた手続で当社取締役会が定めるところによる。

(5) 各本A新株予約権の一部行使はできない。

11. 本A新株予約権の譲渡制限

本A新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

12. 当社による本A新株予約権の取得

(1) 本A新株予約権の割当てが効力を発生する日以降に当社取締役会が決議した場合は、同取締役会で定める取得日に、当該取得日時点で未行使であり、第10項（1）及び（2）の規定に従い行使可能な本A新株予約権（後記（2）において「行使適格本A新株予約権」という。）につき、取得に係る本A新株予約権の数に、本A新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式を対価として、本A新株予約権者（当社を除く。）の保有する本A新株予約権を、当社は取得することができる。

- (2) 本A新株予約権の割当てが効力を発生する日以降に当社取締役会が決議した場合は、同取締役会で定める取得日に、当該取得日時点で未行使である行使適格本A新株予約権以外の全ての本A新株予約権につき、取得に係る本A新株予約権と同数の当社新株予約権で非適格者による行使に一定の制約が付されたもの（別紙2第1回B新株予約権発行要項に記載する内容のものとする。）を対価として、本A新株予約権者（当社を除く。）の保有する本A新株予約権を、当社は取得することができる。
 - (3) 当社は、2026年10月31日までの間はいつでも、当社が本A新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、全ての本A新株予約権を無償で取得できる。
 - (4) 上記（1）及び（2）に基づく本A新株予約権の取得に関する条件充足に関しては、第10項（2）に定める手続に準じた手続により確認する。
13. 本A新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
- 本A新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
14. 本A新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本A新株予約権を行使する場合、第8項記載の本A新株予約権を行使できる期間中に第16項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知する。
 - (2) 本A新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本A新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第17項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込む。
 - (3) 本A新株予約権の行使請求の効力は、第16項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本A新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
15. 新株予約権証券の不発行
- 当社は、本A新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
16. 行使請求受付場所
- SAAFホールディングス株式会社 経営管理本部 総務IR部
17. 払込取扱場所
- 三菱UFJ信託銀行株式会社

18. 端数

本A新株予約権を行使した者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。但し、当該本A新株予約権者に交付する株式の数は、当該本A新株予約権者が同時に複数の本A新株予約権を行使するときは、各本A新株予約権の行使により交付する株式の数を通算して端数を算定することができる。

19. その他

上記に定めるもののほか、本A新株予約権発行に関し必要な事項の決定その他一切の行為について当社代表取締役社長に一任する。

(別紙2)

SAAFホールディングス株式会社
第1回B新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称
SAAFホールディングス株式会社第1回B新株予約権（以下「本B新株予約権」という。）
2. 本B新株予約権の目的である株式の種類及び数
本B新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は、当社普通株式1株とする。
3. 本B新株予約権の行使期間
2026年11月1日から2041年10月31日までとする。
4. 本B新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 本B新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（後記（2）で定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本B新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、1円とする。
5. 本B新株予約権の行使条件
 - (1) 本B新株予約権の保有者その他の非適格者（後記（3）で定義する。以下同じ。）は、（i）その株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。）（但し、本項において、株券等保有割合の計算に当たっては本B新株予約権の保有者やその共同保有者以外の非適格者についても当該本B新株予約権の保有者の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本B新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定する。）として当社取締役会が認めた割合が20%を下回っているとき、又は（ii）本B新株予約権の保有者の株券等保有割合として当社取締役会が認めた割合が20%以上である場合において、本B新株予約権の保有者その他の非適格者が、当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分し、当該処分を行った後における本B新株予約権の保有者の株券等保有割合として当社取締役会が認めた割合が20%を下回ったときは、本B新株予約権につき、本B新株予約権の行使後の本B新株予約権の保有者の株券等保有割合として当社取締役会が認める割合が20%を下回る範囲内でのみ行使できる（本B新株予約権の保有者その他の非適格者が、本B新株予約権を第三者のために行使する場合には当該第三者も以上の条件を満たす必要がある。）。
 - (2) 適用ある外国の証券法その他の法令等上、当該法令等の管轄地域に所在する者による本B新株予約権の行使に関し、所定の手続の履行又は所定の条件の充足が必要とされる場合、当該管轄地域に所在する者は、当該手続及び条件が全て履行又は充足されていると当社が認めた場合に限り、本B新株予約権を行使することができる。なお、当社が上記手続及び条件を履行又は充足することで当該管轄地域に所在する者が本B新株予約権を行使することができる場合であっても、当社としてこれを履行又は充足する義務を負うものではない。

(3) 非適格者とは、以下の①から④のいずれかに該当する者を意味する。

- ① 本B新株予約権の保有者
- ② 本B新株予約権の保有者の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）
- ③ 本B新株予約権の保有者の特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。）
- ④ 当社取締役会が独立委員会による勧告を踏まえて以下のいずれかに該当すると合理的に認定した者
 - (i) 前記①から本④までに該当する者から当社の承認なく本B新株予約権を譲り受け又は承継した者
 - (ii) 前記①から本④まで該当する者の「関係者」。なお、「関係者」とは、これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー及びこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者をいう。組合その他のファンドに係る「関係者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情を勘案するものとする。

(4) 前記(2)の条件の充足の確認は、当社取締役会が定めるところによる。

(5) 各本B新株予約権の一部行使はできない。

6. 本B新株予約権の譲渡制限

本B新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

7. 本B新株予約権の取得

当社は、本B新株予約権が交付された日から10年を経過する日以降、11年を経過する日までの間で当社取締役会が別途定める日（以下「本B新株予約権取得日」という。）において、未行使の本B新株予約権が残存するときは、当該本B新株予約権の全て（但し、行使条件が充足されていないものに限る。）を、本B新株予約権取得日時点における当該本B新株予約権の公正価額に相当する金銭を対価として取得できる。

8. 本B新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本B新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 本B新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本B新株予約権を行使する場合、第3項記載の本B新株予約権を行使できる期間中に第11項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知する。
- (2) 本B新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本B新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第12項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込む。

- (3) 本B新株予約権の行使請求の効力は、第11項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本B新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
10. 新株予約権証券の不発行
当社は、本B新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
11. 行使請求受付場所
SAAFホールディングス株式会社 経営管理本部 総務IR部
12. 払込取扱場所
三菱UFJ信託銀行株式会社
13. 端数
本B新株予約権を行使した者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。但し、当該本B新株予約権者に交付する株式の数は、当該本B新株予約権者が同時に複数の本B新株予約権を行使するときは、各本B新株予約権の行使により交付する株式の数を通算して端数を算定することができる。
14. その他
上記に定めるもののほか、本B新株予約権発行に関し必要な事項の決定その他一切の行為について当社代表取締役社長に一任する。

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

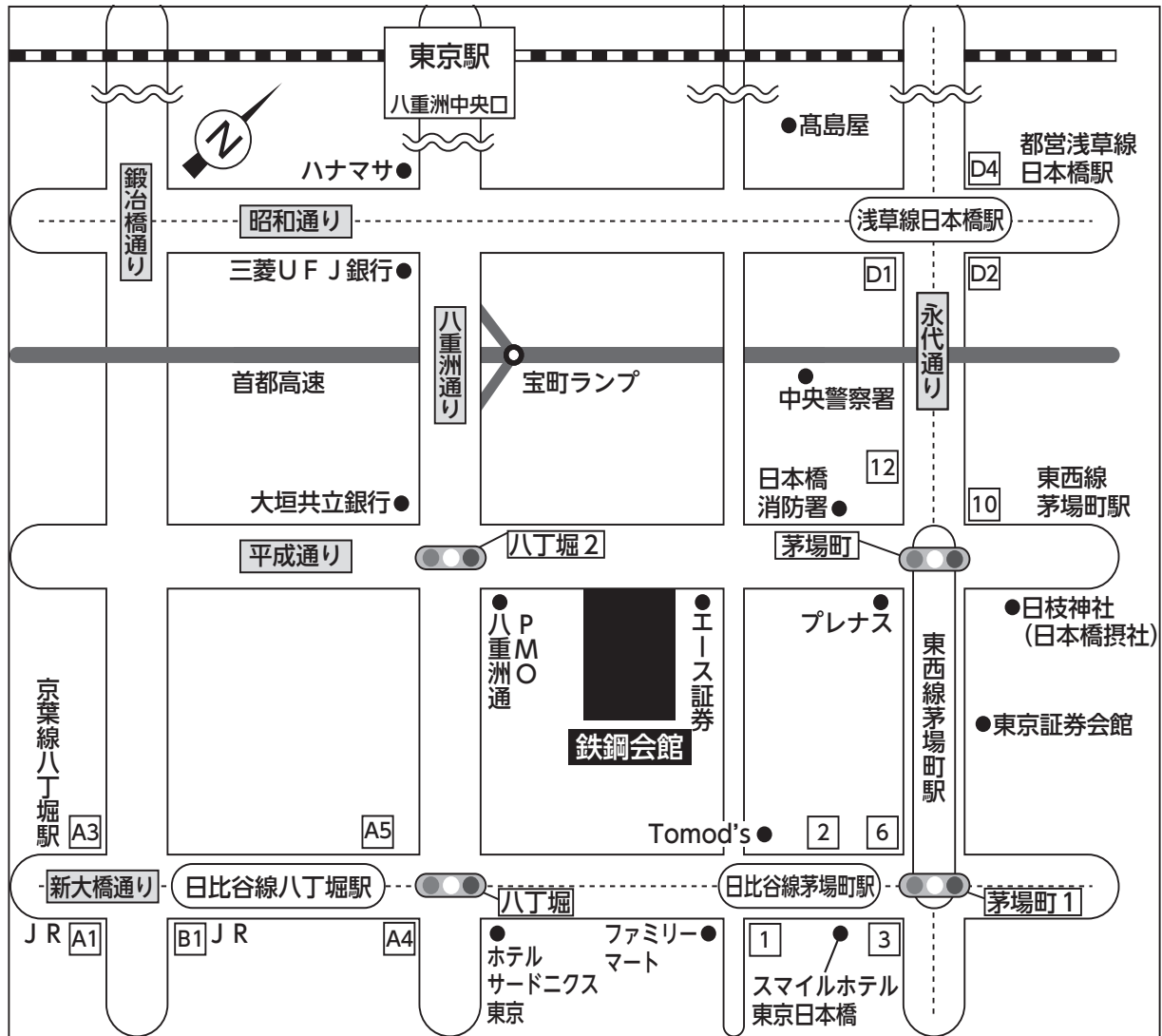
Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号

鉄鋼会館 900号室（9階）

TEL 03-3669-4855



●の表示は、目印となる建物や店舗を表しています。

□の表示は、地下鉄等の出口及び出口番号を表しています。

交通 ●東京メトロ	東西線	「茅場町駅」	12番出口	徒歩5分
	日比谷線	「茅場町駅」	2番出口	徒歩5分
●都営地下鉄		「八丁堀駅」	A5番出口	徒歩5分
	浅草線	「日本橋駅」	D1番出口	徒歩10分
	各線	「東京駅」	八重洲中央口	徒歩15分
●J R	京葉線	「八丁堀駅」	B1番出口	徒歩10分

本臨時株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、
当社ウェブサイト（<https://www.saaf-hd.co.jp/>）にてご案内をいたします。